群馬弁護士会ニュース

平成23年5月6日（第1号）
群馬弁護士会　発行

弁護士による法律・生活に関する電話相談（フリーダイヤル）

0120－445－930

月曜～金曜（祝日除く）　午後1時～午後4時まで

東京電力、仮払金支払いへ

【対　象　者】第一原発から半径30キロ圏内の避難住民・計画的避難区域住民の皆さんが対象です。
【金　　額】一般世帯は100万円、単身世帯は75万円です。
【問合せ先】詳細は、東京電力「福島原子力補償相談室」（0120－926－404）まで。

仮払金とは？

被災者の皆さんには、今回の原発事故によって受けた損害を東京電力に補償してもらう権利があります。しかし、個々の被災者の方にはそれぞれ色々な事情があり、補償を受けられる金額を算定するのは容易ではありません。そこで、金額が確定する前に、暫定的に補償金を支払うことにしたのが今回の仮払金です。

したがって、将来、皆さんが受けた損害が確定し、補償金の金額が決まったときには、仮払金として支払を受けた金額については既払金として扱われることになります。

補償への道筋

本来なら、被災者の皆さんは、各自で直接東京電力に補償を求めて行くことができます。しかし、原子力災害は、莫大な人数の方に長期間にわたる損害を与えるため、各自で補償を求めたのでは大変な混乱が生じてしまいます。そこで、原子力災害対策特別措置法は、全ての被災者に迅速かつ公平に補償がなされるよう、「原子力損害賠償紛争審査会」という会議を設置して、そこで補償に関するルールを決めることにしています。

４月２８日、「原子力損害賠償紛争審査会」は、東電福島原発事故の補償範囲に関する第一次指針を公表しました。これは、そのルールの第１弾ということになります。今後、更に細かいルールが順次決められていくことになります。

今回、仮払金を受け取れなかった人は、補償を受けられないの？

受けられないと決まったわけではありません。

今回の仮払金は、東京電力の自主的判断によって支払われるものです。今後さらに仮払金が支払われたり、最終的な補償金が支払われるときは、指針に基づいて支払対象者が決められていくことになると思われます。

指針は、補償が認められる可能性の高いものから順次提示されますので、第一原発の半径３０キロ圏外・計画的避難区域外の自主避難者の方々や、風評被害を受けた農家の方々等、今回は補償の対象として指針に示されなかった方々も、今後示される指針によって、補償の対象になる可能性があります。

補償の範囲に関する第一次指針

「避難等対象者」と「対象区域」

これからの説明で何度も出てくる「避難等対象者」「対象区域」という言葉について、あらかじめ説明します。

【避難等対象者とは？】　対象区域から避難した方や、自宅が対象区域だったために帰れない方、対象区域で屋内退避をしている方の総称です。

【対象区域とは？】　避難区域、屋内退避区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の４つの総称です。

補償の対象となる損害の項目は？

検査費用（身体）

避難等対象者の方が被曝の有無を検査するために負担した費用や、そのための交通費等の付随費用は、避難の前後を問わず補償の対象になります。

避難等対象者以外の自主避難者の方については、補償の対象になるかは未定です。

避難費用

避難等対象者の方が負担した、避難する際の交通費や家財道具移転費用、避難先の宿泊費、避難のため余分にかかった生活費等は、補償の対象になります。

避難等対象者以外の自主避難者の方については、補償の対象になるかは未定です。

生命・身体的損害

避難等対象者が避難で怪我をしたり、病気になった場合には、その治療費は、補償の対象になります。また、後遺症が残ってしまった場合や、不幸にも亡くなってしまった場合、将来の収入の減少分も補償の対象になります（逸失利益）。
避難等対象者以外の自主避難者の方については、補償の対象になるかは未定です。

増えてしまった医療費

避難等対象者の方で、持病を抱えている方や高齢の方、妊娠している方などが、避難前より多額の医療費を負担した場合は、その増額分が補償の対象になります。
避難等対象者以外の自主避難者の方については、補償の対象になるかは未定です。

慰　謝　料

慰謝料は、生命・身体的損害に対するものと、避難生活に対するものの二種類があると整理されています。

生命・身体的損害に対するもの

避難等対象者の方が、避難により、怪我をしたり病気になった場合、また、死亡してしまった場合、そのような辛い思いをした精神的損害に対する慰謝料は補償の対象になります。
この慰謝料は、怪我や病気の程度によって、個別に算定されます。

避難生活に対するもの

避難等対象者の方が、避難により、これまでの日常生活が破壊されたこと、また、不便な生活を強いられたことによる精神的損害は、慰謝料として補償の対象になります。
ただし、この慰謝料の算定方法は未定です。

就労不能等に伴う損害

自宅や勤務先が対象区域だったために働けなくなった場合、給与等が補償の対象になります。勤務先の廃業や解雇に左右されません。
なお、就職内定者も、補償の対象になる可能性があります。

検査費用（物）

対象区域内にあった物のうち、性質上安全を確認するため検査が避けられないもの（自動車・食品等）や取引先の要求等により検査を実施しなければならなくなった物に生じた放射能検査費用が補償の対象になります。
なお、ペットや家畜は、法律上「物」であるとされており、ここに含まれます。

財産価値の喪失または減少等

政府の指示等により避難しなければならなくなり、対象区域にある物を管理できなくなった場合（避難中に餌を与えられなかった家畜が死亡した場合等）や、対象区域にあった物が、その物の価値を減少させる程に放射能に汚染された場合等、物の価値の減少分や放射能の除染費用等が補償の対象になります。

事業者の皆さんへ

対象区域内で事業の全部または一部を行っていた事業者の方については、原発事故がなければ得られたであろう利益や、放射能汚染物の処分費用や、事務所の移転費用等、原発事故による余分にかかった費用のような営業損害も補償の対象になります。
なお、廃業した場合の補償額は、算定が難しいため、今後の検討課題とされています。

漁業・海運業者の皆さんへ

海上保安庁により航行危険区域に設定された第一原発を中心とする半径３０キロ内海域で漁業や海運業を営んでいた方は、営業損害や給与等が補償の範囲に含まれます。

農林水産業者の皆さんへ

政府や地方公共団体の指示・指導により出荷・操業の断念を余儀なくされた農林水産業者の方は、営業損害や給与等が補償の範囲に含まれます。

今後の主な検討課題

この第一次指針は、早期救済のために発表されたことから、まだ慎重な検討が必要な課題も残っています。そのうちの主なものは、次のとおりです。

① いつ、どのようにして支払われるのか？
② 避難費用、避難地域で働けない分の給与など、長期間発生し続ける損害は、いつまで補償の対象となるのか？
③ 政府の避難指示が解除された後に生じた損害の補償問題
④ 対象区域外の自主避難者の方の救済

おことわり:「補償」と「損害賠償」は、法的には異なります。「第一次指針」は「損害賠償」と表現し、東京電力は「補償」と表現していますが、本ニュースでは便宜上、「補償」に統一しました。

その他、原発での補償問題や、震災関係の生活相談、困りごと相談、法律相談等ご遠慮なくお電話ください。通話料無料・月曜～金曜（祝日除く）　午後１時～午後４時まで、弁護士が応対します。

0120－445－930（フリーダイヤル）